

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学寄附講座に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する芸術文化観光専門職大学（以下「大学」という。）における寄附による講座（以下「寄附講座」という。）の設置運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して、大学の主体性の下に設置運営し、大学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附金により、当該寄附講座の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座の名称について、寄附者から申出のあった場合は、寄附者が明らかになる名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第5条 学部長は、寄附講座の設置に係る寄附の申込みがあり、この申込みが大学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、教授会の議を経て、その設置について理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 寄附講座寄附申込書（様式第1号）
- (2) 寄附講座の概要（様式第2号）
- (3) 担当予定者の履歴書（様式第3号）

(設置)

第6条 理事長は、前条の申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、寄附講座を設置することができる。

- 2 理事長は、第1項の規定により、寄附講座を設置した場合は、速やかに学部長に寄

附講座受入承認書（様式第4号）を交付するとともに、寄附申込者に対しては寄附講座受入承諾書（様式第5号）により通知するものとする。

（開設期間等）

第7条 寄附講座の開設期間は、寄附の申込みがあった期間とする。ただし、寄附講座の開設期間は、更新することができる。

2 学部長は、前項の開設期間が終了したときは、寄附講座における教育研究の成果のとりまとめを行い、学長に報告するものとする。

3 寄附講座の教育研究内容等の変更及び開設期間を更新する場合の手続は、設置の例による。

（教員の構成等）

第8条 寄附講座は、学外の研究者等で教授又は准教授に相当する者1名及び准教授又は助教に相当する者1名以上の教員で構成するものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とする。

3 寄附講座教員は、非常勤職員をもって充てるものとする。

4 寄附講座教員の選考は、教員選考基準の例による。

5 第3項の規定にかかわらず、学部長が特別の事情があると認めるときは、暫定的に大学の教員が寄附講座教員を兼ねることができるものとする。

（寄附講座教員の職務）

第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座が行う教育研究（専ら研究に従事する場合を含む）に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲で、他の講座の授業又は研究指導を行うことができる。

（経理等）

第10条 寄附講座に係る経費の執行は、予算の執行手続によるものとする。

2 寄附講座における教育研究の実施に伴う経費は、受け入れた金額の範囲内において賄うものとする

（客員教授及び客員准教授）

第11条 学長は、寄附講座教員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

2 前項の付与手続については、芸術文化観光専門職大学客員教授等称号授与規程による。

（特許等の取扱い）

第12条 寄附講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、兵庫県公立
大学法人芸術文化観光専門職大学職務発明審査会規程による。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に
定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。